

監査報告書

平成30年5月2日

社会福祉法人 博愛会

代表理事 小林欽吉 殿

監事 菊地和反 
監事 石井之男 
監事 松川和夫 

私たち監事は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの平成29年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

2 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

(3) 改善等に関する意見

業務執行について改善又はとくに留意を要する事項は下記のとおりです。

① 片柳デイサービスセンターにおける施設面の充実について

開設以来20年の経過にある建物・設備については、各種サービスを展開するうえで問題点や課題に関して不断の検討が必要と考えます。

特に防火など安心・安全面及び快適性の検証には十分配慮して下さい。

② 給食材料購入における業者の選定方法の明確化について

特別養護老人ホームとすぐ近くにおける給食材料の購入については、何をどう評価して購入相手を選定したのか判然としません。

各業者からの見積書の取扱いも不明であり、選定の際には納入体制、新鮮度及び下処理能力などの要素も勘案していることですが、選定方法（評価対象や評価基準など）とその評定結果が不明確であることは適切とはいえません。

合理的な選定となるよう該当施設全体について所要の改善を図って下さい。

③ 施設入所者からの預り金等の管理における内部監査のあり方について

特別養護老人ホーム入所者からの預り金等については、管理の適正を担保するため半期ごとの内部監査が実施されています。

当法人の預り金等管理要領第5条では、「施設長が内部監査人を選定し、内部監査を行なわせ、その監査結果を施設長に報告させる」とありますが、現状は施設長自らが行なっていました。

管理要領と現状の乖離の調整のほか複数の人による、厳密なチェック内容を記録した監査報告書の作成も必要と考えます。

内部監査の実効性を高めるため所要の改善を図って下さい。

以上